人事院は、両法に基づき、両大会の組織委員会への国の職員の派遣に関し必要な事項を定めた、規則１―64（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）及び規則１―65（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）を制定するとともに、関連する規則の改正等を行い、両法の施行に併せて施行した。

第４節　民間人材の採用の促進

民間人材の公務における活用に関しては、①公務の活性化のための民間人材の採用、②任期を定めた職員の採用、③研究公務員の任期を定めた採用、④官民人事交流など多様な制度によりこれを実施している。

１　公務の活性化のための民間人材の採用

規則１―24（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）によって、部内の養成では得られない高度の専門性や多様な経験を有する民間の人材を円滑に採用し、公務の活性化に資するための弾力的な採用システムを設けている。

対象となるのは、⑴実務経験等により高度の専門的な知識経験を有する民間の人材を採用する場合、⑵新規の行政需要に対応するため、実務経験等により公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合、⑶公務と異なる分野における多様な経験等を通じて公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合であり、具体的には、原子力に関する専門技術者、診療情報管理士、金融実務経験者等をこの制度により採用している。

この制度による平成27年度の採用者数は表１―６のとおりである。

表1-6　**民間人材の採用（規則１－24）に基づく採用状況**

（単位：人）

府省名	採用者数					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計
人事院						3
内閣官房						177
宮内庁	3	2				24
公正取引委員会	2	4	2		2	70
金融庁	2	1	6	6	2	233
消費者庁			2			2
法務省						36
公安調査庁			1	3	1	26
外務省	17	7				183
財務省	2	1	7	5	2	135
国税庁	1					3
文部科学省					1	123
厚生労働省						9
農林水産省	2	3				31
水産庁						3
経済産業省	10	14			2	179
資源エネルギー庁	1					1
中小企業庁	1					1
国土交通省	15	9	12	6	5	106
環境省						1
原子力規制委員会			22	49	42	113
独立行政法人家畜改良センター						1
独立行政法人国立病院機構	14	19	40	21		170
（参考）社会保険庁						59
（参考）日本郵政公社						254
合計	70	60	92	90	57	1,943

（注）累計は制度発足時（平成10年４月１日施行）以降の累積数

２　任期を定めた職員の採用

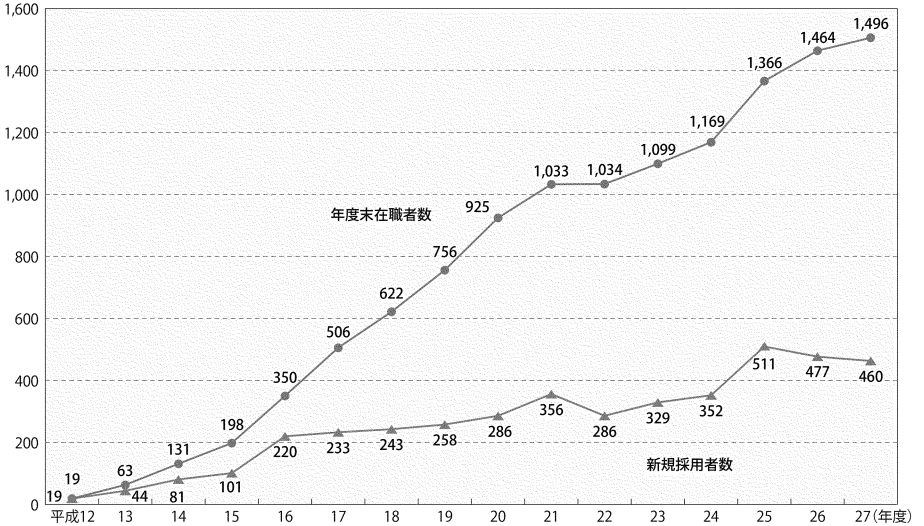
任期付職員法に基づく任期付職員制度は、試験研究機関の研究員等を除く一般職の職員について実施しているものであり、⑴高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合、⑵専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合の二つに分けて実施している。また、⑴の場合については、当該職員に対し、その高度の専門性等にふさわしい給与を支給できることとしている。

この制度による採用に当たっては、高度な専門的知識経験等を有することについての適正な能力実証に加え、公募又は公募に準じた公正な手続を経ることが必要である。

この制度による平成27年度の採用者数等は460人であり、幅広い府省において着実な活用が図られている（図１―９、表１―７）。

図1-9　**任期付職員法に基づく採用状況**

（単位：人）



（注）　在職者数は、各年度末における人数である。なお、当初の任期により算出している。